

## ガバナンス検証審議会 設置・運営要綱

### 第1章 審議会の設置・運営

#### (設置)

第1条 連盟による会員社のガバナンス確保に資する事業を推進するため、ガバナンス検証審議会（以下、審議会）を置く。

2 審議会は、次の各号の活動を行う。

- 一 会員社で発生したガバナンス不全による重大な不祥事に関して審議し、審議結果を緊急対策委員会に報告する。
- 二 会員社のガバナンス向上のために連盟が行う活動について、指導・助言を行う。

#### (構成)

第2条 審議会は、民間放送事業のガバナンスに関して識見を有する外部専門家（以下、外部専門家委員）3人以内、会長、副会長6人以内、専務理事の委員をもって構成する。

#### (委員の選任)

第3条 審議会の委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2 理事会に付議する外部専門家委員の候補は、緊急対策委員会の審議により決定する。なお、外部専門家委員の再任を妨げない。

3 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。欠員により補充選任された委員の任期は、前任者の残存任期とする。

#### (議長)

第4条 審議会の議長は、委員の互選により外部専門家委員の中から定める。

2 選任された議長の指名により、議長に事故あるときに議長の職務を代行する外部専門家委員1名を予め定める。

#### (開催)

第5条 審議会は、議長が招集する。

2 委員の過半数が開催を求めた場合には、議長は審議会を招集する。

3 審議会は、年度1回以上開催する。

#### (分科会)

第6条 議長が必要と認めるときは、外部専門家委員による分科会を開くことができる。

#### (会員社に対する報告の求め)

第7条 議長は、会員社で発生したガバナンス上の不祥事に関して、当該社に対して、審議会宛の報告を求めることができる。報告は、書面または審議会における説明のかたちで行う。

2 会員社から報告があった不祥事については、議長が重要と判断した場合、審議会に報告する。

#### (原因究明や再発防止に関する助言等)

第8条 審議会は、会員社で発生したガバナンス上の不祥事に関して、原因究明や再発防止策に対する助言を行い、是正措置の策定を求めることができる。

## 第2章 ガバナンス不全による重大な不祥事に関する審議

### (審議)

第9条 審議会が、会員社で発生したガバナンス不全による不祥事が民間放送全体の信頼を著しく毀損したおそれがあると認めたときは、当該事案について審議を行う。

### (委員の責務)

第10条 委員は、放送の公共性を重視し中立・公正な姿勢で審議に臨まなければならない。

2 委員は、審議で知りえた秘密の情報（関係者のプライバシー・個人情報、企業秘密等）を漏洩してはならない。ただし、第12条第5項により公表した事項を除く。

### (会員社の処分等の審議)

第11条 審議会が定款第9条に定める除名、同第11条に定める会員の処分（以下、会員社の処分等）の必要性について審議する場合は、以下の各号の事由等を総合的に考慮して行う。

- 一 当該事案が民間放送全体に対する社会的な信頼を大きく失墜させているか。
- 二 当該社の社会的信頼が失墜することにより、広告主、広告会社等のステークホルダーとの取引に重大な影響が出ているか。
- 三 当該事案について、当該社がどのような事案の調査や再発防止策の策定などの対応を行っているか。

2 審議事案にかかる会員社の委員は審議に参加しない。

### (審議結果の取りまとめ)

第12条 審議の結果、会員社の処分等が必要と認めるときは、緊急対策委員会に対して審議結果を報告する。緊急対策委員会は、審議結果を尊重して、会員社の処分等を理事会に提案する。

- 2 会員社の処分等が必要との審議結果をまとめる際には、当該会員社の意見を聴く機会を設ける。
- 3 会員社の処分等が必要との審議結果の取りまとめは、委員全体の3分の2以上の賛成を要する。
- 4 除名処分相当との審議結果の取りまとめは、原則として当該社に対する嚴重注意、会員活動の制限などを行ったのち、当該社の対応が不十分な場合に行う。
- 5 会員社の処分等が必要との審議結果を取りまとめたときは、連盟はその内容を公表することができる。

## 第3章 ガバナンス向上活動に関する指導・助言

### (指導・助言)

第13条 審議会は年度1回以上、連盟が実施するガバナンス向上活動に関する報告を受け、討議のうえ必要に応じて指導・助言を行う。

2 連盟が行う報告には、会員社の民間放送ガバナンス指針の適用状況、会員社の経営情報の公開状況を含むものとする。

## 第4章 雑 則

### (公 開)

第14条 審議会の開催および議事の概要は、開催後2カ月以内に民放連ウェブサイトで公開する。

### (事務局)

第15条 審議会の事務局を、民放連事務局内に置く。審議会事務局は局長および局員若干名をもって構成する。

### (細 則)

第16条 本要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、議長が審議会に諮って定める。

### (改 正)

第17条 本要綱の改正は、理事会の承認をもって行う。

### 附 則

審議会発足時に委嘱された委員の任期は、2028年度の定時総会の終結時までとする。また、発足時の外部専門家委員は、上田亮子氏、音好宏氏、中村直人氏とする。

2026年1月22日制定

2026年4月1日施行